

令和3年5月26日

横浜市長 林 文子様

認定 NPO 法人ホタルのふるさと瀬上沢基金  
横浜市港南区港南台 9-30-31  
理事長 角田東一

## 上郷開発取付け道路風害アセスは終わっていない- 3

市長には、「上郷開発取付け道路風害アセスは終わっていない-2」について環境環評第 519 号で回答頂きましたが、市の考え方について再々質問します。

令和2年11月24日付け陳情書で指摘した通り、「(仮称)上郷開発事業」の環境影響評価については、専門家で構成する横浜市環境影響評価審査会に提出された資料は上郷開発事業の取付け道路に**影響のない地点の資料**に基づいた審査であって、**正しい位置での風害評価は行われていません**。平成26年1月に事業者から提出された、事業計画変更に伴う「(仮称)上郷開発事業環境影響評価について計画の修正に伴う評価書との比較(修正届添付資料)」に掲載されているような回答でしたが、**正しい位置での風害評価は掲載されていません**。

環境創造局は、問題意識が全く無く質問に正面から答えず同じ回答を繰り返していますが、正しい位置での風害調査をするのかしないのか正面からお答えください。

宅地審査課は、安全性が不正資料に基づいたもので問題があっても、環境創造局の言いなりに許可するのですか？ 市長は、行政の総責任者として環境影響評価の意義・上郷開発事業の風害安全性問題について、業者の言いなりで良いとお考えでしょうか？ それぞれ回答をお願いします。

横浜市は、環境影響評価本来の目的である市民の安全を考えず縦割り主義・悪しき前例主義・既得権益に捕らわれ、審査会は形式だけの物になっています。横浜市環境創造局は、上郷開発事業の取付け道路に**影響のない地点の資料**であることを知らされていながら何の問題意識も持たず何の対策も取らず「審査会答申が出たから問題なし」との、同じ答弁を繰り返しています。横浜市内では、事業者の言いなりに横浜市が許可した開発により道路の陥没・がけ崩れ・マンションの傾きなど、市民に重大な被害が発生しています。上郷開発では、事業者の言いなりで許可し同じ過ちを犯さぬよう、しっかりとした審査を願います。

ホタルのふるさと瀬上沢基金は、市民と協力して、  
長い間守られてきた瀬上沢緑地を取得・借用・保全を通じて地球環境を守り、  
子供や孫たちの世代に豊かな自然を残す為に活動しています。

R3.5.25 現在 会員：157名 寄付：15,397名 1,114万円